

○財務省告示第三百四十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十六年十月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年十一月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（物価連動・十年）（第十九回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定

の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法

札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の方法

イ 価格競争入札発行 各申込みのうち応募額の高いものからその応募額を順次割り

十一	十	九	八	七	六
一					
発	発	振	最	払	発
行	行	替	低	込	行
価	行	単	額	金	争
格	日	位	面	額	入
日			金	額	札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札
					行
					争
					入
					札



規定する期日に払い込むものと  
する。

$$\text{額面金額の総額} \times 1.001 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{30}{365}$$

十六 初期利子

平成二十七年三月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十八号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{第十四号の規定により算出された} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十七 第二期以後の利子

毎年三月十日及び九月十日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\text{第十四号の規定により算出された} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十八 償還期限

平成三十六年九月十日第十四号の規定により算出された償還期限における想定元金額

十九 元利金支

額とする。日本銀行

二十 払場所加

財務大臣から通知を受けた者

二十一 払込期日

平成二十六年十月十日